

八王子市定住促進奨学金返還支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等の卒業に伴う若年層の社会減を抑制し、本市への定住を促すとともに、市内企業等の人材確保を支援するため、大学等を卒業後に就業する者で、奨学金の返還を行うものに対して支援金を交付する八王子市定住促進奨学金返還支援金(以下「支援金」という。)事業について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「市規則」という。)で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程に限る。)をいう。
- (2) 奨学金 第3条に規定する交付対象者が、学資に充てることを目的とし、本人の名義で借受けた資金のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項に規定する第一種学資貸与金又は第二種学資貸与金
 - イ 地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体をいう。)が貸与するもの
 - ウ その他市長が本号ア、イに準ずると認めたもの
- (3) 定住 本市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録されており、当該住所を生活の本拠としていることをいう。
- (4) 就業 大学等を卒業後、期間の定めのない労働契約に基づき就業していること又は独立して自ら事業を営んでいることをいう。
- (5) 市内企業 本社又は主たる事業所が八王子市内にある企業をいう。

(交付対象者の要件)

第3条 支援金の交付を受けようとする者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 第4条第1項の規定による認定申請をしようとする日(以下「認定申請日」という。)において、次のいずれにも該当すること。
 - ア 認定申請日の属する年度の年度末において、年齢が30歳以下であり、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 当該年度までに大学等を卒業見込みであること。
 - (イ) 大学等を卒業した日の属する年度の年度末からの経過年数が3年以内であること。
 - イ 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けていること。

- ウ 本市の住民基本台帳に単身世帯として記録されており、一人暮らし又は寮などで生活をしていること。
 - エ 第4条第4項の規定による認定を受けた日(以下「認定日」という。)の属する年度の翌年度の10月1日(以下「起算日」という。)から起算して、定住を5年以上継続する意思を有すること。
 - オ 認定日の属する年度の翌年度の10月1日までに就業(独立して自ら事業を営む者(以下「自営業者」という。)にあっては、当該日までに当該事業を開始していること。)し、5年以上継続する意思を有すること。
- (2) 第9条第1項の規定による交付申請をしようとする日(以下「交付申請日」という。)において、次のいずれにも該当すること。
- ア 前号エの規定による起算日から継続して、本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 前号オの規定による就業の開始から継続して、就業していること。
 - ウ 奨学金の返還を滞納していないこと。
 - エ 本市の市税を滞納していないこと。
 - オ 本要綱で定める支援金と同種の支援を受けていないこと。
 - カ 交付申請日の属する年度の前年度の10月1日から起算して1年間(以下「算定期間」という。)において、地域活動を実施していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金は交付しない。
- (1) 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)に規定する国家公務員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する地方公務員をいう。)として就職している場合
 - (2) 八王子市暴力団排除条例(平成23年八王子市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者である場合
 - (3) 就業における事業内容が、公序良俗に反するものである場合
- (交付対象者の認定)
- 第4条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、支援金交付対象者認定申請書(第1号様式)により、市長に申請し、交付対象者の認定を受けるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
 - (2) 大学等に在学していること又は大学等を卒業していることを証明する書類
 - (3) 誓約書(第2号様式)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の申請は、別に定める募集要項で定める期間内に行うものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、交付対象者の認定を行うものとする。
- 5 市長は、前項の審査及び調査により、適当と認めるときは、支援金交付対象者認定通知書(第3号様式)により交付対象者に通知するものとする。
- 6 市長は、第4項の審査及び調査により、適当でないと認めるときは、支援金交付対象者認定申請却下通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(現況届)

第5条 前条第4項の規定による認定を受けた交付対象者(以下「交付認定者」という。)は、当該認定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から10月31日までの間に、交付認定者現況届(第5号様式)を提出するものとする。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 在職証明書(第6号様式)又は自営業申立書(第7号様式)
- (2) 認定申請日において第3条第1項ア(ア)に該当していた場合、大学等を卒業していることを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第6条 交付認定者は、氏名、住所、就業状況に変更があったときは、変更事項届出書(第8号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

2 前項の届出書には、市長が指示する書類を添付するものとする。

(取下げ届)

第7条 交付認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付認定取下げ届(第9号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 支援金の交付を受けることを辞退しようとするとき。
- (2) 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 前項の届書には、市長が指示する書類を添付するものとする。

(支援金の額及び交付対象期間)

第8条 支援金の額は、算定期間において返還した奨学金の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、8万5千円を上限とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、10万円を上限とする。

- (1) 期間の定めのない労働契約に基づき就業している者にあつては、算定期間を通じて市内企業に就業していること。
- (2) 自営業者にあつては、算定期間を通じて事業所が八王子市内にあること。

2 前項に基づく支援金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 支援金の交付の対象となる期間は、支援金の交付を初めて申請する年度の前年度の10月1日から起算して5年間とする。

(交付申請)

第9条 交付認定者は、支援金の交付を受けようとするときは、毎年度、10月1日から同月31日までの間に、支援金交付申請書(第10号様式)により、市長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 在職証明書(第6号様式)又は自営業申立書(第7号様式)
- (2) 地域活動実施報告書(第11号様式)
- (3) 支援金の交付申請をする日の属する年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金の額を確認できる書類
- (4) 支援金の振込先口座が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めるときは、予算の範囲内において支援金の交付の決定を行うものとする。

4 市長は、前項の審査及び調査により、相当と認めるときは、支援金交付決定通知書(第12号様式)により交付認定者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の審査及び調査により、適当でないと認めるときは、支援金交付申請却下通知書(第13号様式)により交付認定者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第10条 市長は、前条第4項の規定により支援金の交付額を確定したときは、当該申請者に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

2 支援金は交付申請書に記載された交付認定者本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。

(認定の取消等)

第11条 市長は、交付認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者の認定又は支援金の交付の決定(以下「交付認定等」という。)を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付認定等を受けたとき。
- (2) 第5条第1項の規定による期限内に交付認定者現況届を提出しなかったとき。
- (3) 第7条第1項の規定による交付認定取下げ届を提出したとき。
- (4) 第9条第1項の規定による期限内に支援金交付申請書を提出しなかったとき。
- (5) 第3条に掲げる要件を欠いていたことが判明したとき。
- (6) 本事業に係る市長の求めに応じなかったとき。
- (7) 交付認定等の内容若しくはこれに付した条件又は市規則及び他の法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付認定等を取り消したときは、認定等取消通知書(第14号様式)により、交付認定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずることができる。

4 市長は、前項の規定により支援金の返還を命ずるときは、支援金返還命令書(第15号様式)に

より行うものとする。

(返還免除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項に規定する支援金の返還を免除することができる。

- (1) 交付認定者本人の死亡又は心身の状況により、定住又は就業することができなくなったとき。
- (2) 就業先の都合により、就業することができなくなったとき。
- (3) 就業先の都合で遠隔地へ転勤することとなり、定住することができなくなったとき。
- (4) その他市長が特に認めるとき。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この要綱の規定により申請書、届出書等に添えるものとしている書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(報告等)

第14条 市長は、交付対象者及び交付認定者に対し、必要と認める事項について、報告を求め、又は調査することができる。

(制度の見直し)

第15条 本支援金は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年(2022年)6月29日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年(2023年)7月3日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の八王子市定住促進奨学金返還支援金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、交付対象者の認定の申請をした者に係る支援金の交付については、なお、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和6年(2024年)6月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の八王子市定住促進奨学金返還支援金交付要綱第11条第1項の規定は、令和6年(2024年)6月27日以後に、同項各号のいずれかに該当する交付認定者について適用し、同日前にこの要綱による改正前の八王子市定住促進奨学金返還支援金交付要綱の規定に基づく交付認定者については、なお、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和7年(2025年)6月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の「八王子市定住促進奨学金返還支援金交付要綱」第9条第2項及び第10条の規定は、全ての交付認定者に適用されるものとする。